

# 大仙市災害時外国人支援ボランティア事業実施要項

令和8年4月1日  
観光文化スポーツ部観光交流課

## 1 目的

大仙市で大規模な災害が発生した場合、市内に居住または来訪している外国人に対し、必要な情報を迅速かつ正確に伝えることが困難になることが予想されることから、災害時に語学力を活用して外国籍被災者（以下「被災者」と言う。）の支援を行う人材の確保や育成を目的とする。

## 2 活動内容

### (1) 災害時の活動

大仙市を通じて自主防災組織や社会福祉協議会等関係機関（以下「大仙市等」と言う。）からの要請に対し、災害対策本部、避難所及び災害現場等で、被災者を対象に通訳・翻訳などの支援を行う。

### (2) 平常時の活動

大仙市等が行う研修会や防災訓練等へ参加し、スキルアップを図る。

## 3 登録条件

大仙市災害時外国人支援ボランティア（以下「ボランティア」と言う。）として本制度に登録を希望する方（以下「登録希望者」と言う。）は、以下の条件をすべて満たしていること。

- (1) 満20歳以上であること。
- (2) 日本語を母語としている方は他言語で、日本語以外を母語としている方は日本語で、それぞれ日常的な会話ができる語学力があること。
- (3) 人種、民族、国籍、宗教及び性別等への偏見や差別意識を持っていないこと。
- (4) 他の従事者やボランティアと協力して活動できること。
- (5) パソコンまたは携帯電話等のメールでの連絡が可能であること。

## 4 登録方法

- (1) 登録希望者は、大仙市災害時外国人支援ボランティア登録申込書を大仙市に提出する。

※必要事項をご記入のうえ、大仙市電子申請サービス、メール、郵送及びFAXの何れかの方法で、担当部署までご提出ください。

※大仙市電子申請サービスは、以下のURL又は右のQRコードから利用することができます。

<https://ttzk.graffer.jp/city-daisen/smart-apply/surveys/3794469570583154507>

※語学に関する資格(実用英語技能検定・中国語技能検定・日本語能力試験等)の証明書等をお持ちの場合は、その写しも一緒にご提出ください。



(2) 大仙市は、登録内容を確認し、登録の可否を連絡する。

## 5 登録の取り消し

以下の場合、ボランティア登録を取り消します。

- (1) ボランティアが登録の取り消しを申し出たとき。
- (2) 活動で知り得た情報の漏洩など、ボランティアの信用を失墜する行為があったと認められたとき。
- (3) 登録から長期間、大仙市と連絡が取れない状態が続いたとき。

## 6 謝礼等

無償とする。

## 7 依頼の流れ

### (1) 災害時の活動

- ①大仙市は、ボランティアに活動を要請する。
- ②要請を受けたボランティアは、活動先及び活動内容等の指示を受け、自ら移動して活動する。

### (2) 平常時の活動（研修・防災訓練等への参加）

- ①大仙市は、開催及び実施を通知する。
- ②通知を受けたボランティアは、参加の可否を大仙市に連絡する。
- ③参加可能なボランティアは、自ら移動して研修等に参加する。

## 8 ボランティア保険

登録されたボランティアは、大仙市が指定するボランティア保険に加入する。

※保険料は、大仙市が負担します。

## 9 免責

大仙市は、活動中に生じたボランティアと被災者等間のトラブルに伴う損害について、その賠償の責を負わない。

## 10 守秘義務

登録されたボランティアは、活動中に知り得た情報及び秘密を外に漏らしてはならない。また、ボランティア登録が取り消された後も同様とする。

## 11 担当部署

大仙市観光文化スポーツ部観光交流課

〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号

TEL 0187-63-1111 FAX 0187-63-1119 E-mail:kouryu@city.daisen.lg.jp